

第 4 7 号議案

八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例設定について

八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成 2 9 年 6 月 8 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例

八王子市都市計画税条例（昭和 3 1 年八王子市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1 (略) <u>（法附則第 1 5 条第 4 4 項の条例で定める割合）</u> <u>2 法附則第 1 5 条第 4 4 項の規定による条例で定める割合は、3 分の 1 とする。</u> （宅地等に対して課する平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの各年度分の都市計画税の特例） <u>3</u> (略) <u>4</u> (略) <u>5 附則第 3 項</u> の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 1 0 分の 2 を乗じて得	附 則 1 (略) （宅地等に対して課する平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの各年度分の都市計画税の特例） <u>2</u> (略) <u>3</u> (略) <u>4 附則第 2 項</u> の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 1 0 分の 2 を乗じて得

た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定の定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、**附則第3項**の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、**附則第3項**の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、**附則第3項**の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

8 （略）

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）

9 （略）

た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定の定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、**附則第2項**の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、**附則第2項**の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、**附則第2項**の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

7 （略）

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）

8 （略）

<p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>10 (略)</p>	<p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>9 (略)</p>
<p>(市街化区域農地に対して課する都市計画税の特例)</p> <p>11 (略)</p>	<p>(市街化区域農地に対して課する都市計画税の特例)</p> <p>10 (略)</p>
<p>12 (略)</p>	<p>11 (略)</p>
<p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>13 (略)</p>	<p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>12 (略)</p>
<p>14 附則第3項及び第5項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第3項及び第6項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第4項、第6項及び第7項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第6項、第7項及び第9項の「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第9項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第10項から第12項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</p>	<p>13 附則第2項及び第4項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第2項及び第5項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第3項、第5項及び第6項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第5項、第6項及び第8項の「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第8項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第9項から第11項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</p>
<p>15 法附則第15条第1項、第17項、第20項、第21項、第23項、第24項、第26項、第31項、第42項若しくは第44項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>	<p>14 法附則第15条第1項、第17項、第20項、第21項、第23項、第24項、第26項、第31項若しくは第42項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>
<p>(税率の特例)</p> <p>16 (略)</p>	<p>(税率の特例)</p> <p>15 (略)</p>

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八王子市都市計画税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。